

飯田市宿泊施設燃料価格高騰対策支援事業補助金

1 現状

飯田市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業【第13弾】として実施している本事業について、原油価格高騰の長引く影響に加え、使用量が大幅に増える冬季期間は、特にその影響があることが宿泊事業者への聞き取りにより明らかになっている。

こうした状況を踏まえ、継続して原油価格の高騰の影響を大きく受けている宿泊業者に対し、実施期限の延長及び冬期時における重層的な支援を実施する。

2 飯田市宿泊施設燃料価格高騰対策支援事業補助金について

(1) 主旨

市内宿泊施設における燃料価格高騰の負担軽減を図り、今後の事業継続を支援するため、燃料費等の値上がり分の一部を補助する「飯田市宿泊施設燃料価格高騰対策支援事業補助金」を実施する。

(2) 対象者

市内に宿泊施設を有する法人及び個人事業主

(3) 対象経費

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの各月に宿泊施設等で使用した次の燃料等
・灯油、重油、LPガス、都市ガス、電気

※延長前期間：令和4年4月1日から令和4年9月30日まで

(4) 補助金額

上記期間に使用した燃料等の使用量に、各燃料等の支援単価を乗じた合計額
(1ヶ月上限20万円、冬季期間(12月から翌年3月)は上限30万円)

※1ヶ月の上記補助金額が5万円以上の事業者を補助対象とする。

※使用量：月ごとに領収書がある場合は領収書記載の購入量

まとめ購入の場合は購入前後の領収書との差から月平均使用量を算出

(5) 申請期間

令和4年7月1日～令和5年5月31日

※延長前期間：令和4年7月1日～令和4年11月30日